

県立中央公園内における無人飛行機（ドローン）の飛行について

公園内でのドローン飛行は、航空法に基づき飛行することとなりますが、都市公園条例施行規則第十条において、「他の使用者に著しく迷惑を及ぼし、又は及ぼす恐れがあると認められる者」や、「都市公園の管理上支障がある行為をし、又はするおそれがあると認められる者」に対し、入園を拒否し、又は当該都市公園から退去を命ずることができる。とされており、また、飛行する箇所によっては、近接する秋田空港の航空機の運用のための規制に該当する場合があります。

このため、県立中央公園内で飛行を行う際には、事前に中央公園事務所へご連絡いただくとともに、航空法に基づく飛行許可書の写し、飛行の範囲や安全確保の手法を記載した飛行概要書を提出していただくようお願いいたします。なお、機体重量が200g未満のものにおいても、飛行の範囲や高度に関して、規制に該当する場合がありますので、事前に空港設置管理者等への確認をお願いいたします。

また、業としての飛行、撮影などの都市公園条例第四条（行為の制限）に該当する場合には、行為許可申請が必要となりますので、事前に中央公園事務所へご連絡くださいますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

指定管理者

一般財団法人秋田県総合公社

中央公園事務所

TEL 018-886-3131